国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」等

地方公共団体や関係する民間機関等の意見を聴取

【国】

国民の保護に関する「基本指針」

・政府があらかじめ策定（安全保障会議に諮問の後、閣議決定）
・国会に報告

・想定される武力攻撃事態の類型
・警報の発令、避難の指示、被災者等の救援、武力攻撃災害への対処等の総合的な推進に関する事項
・国民の保護に関する計画又は業務計画の作成の基準となるべき事項

【指定行政機関】

国民の保護に関する「計画」

・指定行政機関の長が策定
・内閣総理大臣に協議

【都道府県】

国民の保護に関する「計画」

・都道府県知事が策定
・総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議

【指定公共機関】

国民の保護に関する「業務計画」

・指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に報告（内閣総理大臣は必要な助言）

関係機関の代表者等からなる都道府県国民保護協議会に諮問

関係機関の代表者等からなる市町村国民保護協議会に諮問

【市町村】

国民の保護に関する「計画」

・市町村長が策定
・都道府県知事に協議

【指定地方公共機関】

国民の保護に関する「業務計画」

・都道府県知事に報告（都道府県知事は必要な助言）